

議案第 12 号

令和 3 年度伊賀市大山田財産区特別会計予算

令和 3 年度伊賀市の大山田財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,570 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		12,370
	1 財産運用収入	12,370
2 繰越金		200
	1 繰越金	200
諸収入		-
	受託事業収入	-
歳 入 合 計		12,570

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		6,240
	1 総務管理費	6,240
2 財産費		6,115
	1 財産管理費	785
	2 財産造成費	5,330
3 公債費		15
	1 公債費	15
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		12,570